

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）			現行（旧）		
別表			別表		
対象要件	補助対象期間	対象保証枠	対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～6（略）	（略）	（略）	1～6（略）	（略）	（略）
7 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	<u>750億円</u>	7 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	<u>500億円</u>
8 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの			8 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの		

附 則（令和2年6月12日2経営第730号）

- この要綱は、令和2年6月12日から施行する。
- 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。